

令和2年度

**第21期第3回内水面漁場管理委員会
議事録**

**令和3年3月3日
三重県内水面漁場管理委員会**

日時 令和3年3月3日(水) 10時00から10時43分

場所 三重県勤労者福祉会館 第3教室

議事

- 1 議案1 第五種共同漁業権に係る令和3年度目標増殖量について
- 2 その他
 - (1) 小型機船底びき網漁業(貝けた網漁業(木曾三川しじみ貝けた網))に関する漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針について
 - (2) 次回の委員会日程について

出席委員 浅尾和司 大瀬公司 垣外昇 中本恵二
笠見和彦 井上亜貴 加治佐隆光 三輪理
河村功一 金岩稔

欠席委員 なし

事務局 事務局長 林茂幸
主幹 内芝俊幸
主査 藤原由紀

行政 (三重県農林水産部水産資源管理課)
(漁業調整班)
係長 水谷敦
主査 明田勝章

傍聴者 なし

計15名

○浅尾会長

それでは、ただいまから第21期第3回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は委員総数10名中、全員出席ですので、委員会は成立しています。

委員会運営規程第12条に基づきまして議事録署名者として大瀬委員、井上委員にお願いいたします。

それでは、議題の順序が少し前後しますが、先に2その他事項(1)から説明していただきます。それでは、その他事項(1)「小型機船底びき網漁業(貝けた網漁業(木曾三川しじみ貝けた網))に関する漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針について」、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課(水谷係長)

木曾三川しじみ貝けた網漁業に関する取扱方針について、前回の委員会で新しい漁業法の趣旨に照らし合わせて、違反等についてはもう少し順位を加味する必要があるのではないかというご意見をいただきました。これまでの海面と内水面の取扱方針を一本化して適用すると説明させていただいていましたが、委員会からの意見をいただき、新たに木曾三川のしじみ貝けた網漁業、いわゆる内水面の許可のみ取扱方針を別に決めました。具体的には資料2-1ページの下段から2-2ページの上段にかけて、違反をした場合の点数が多い方については、順位が下がる取扱方針としました。

前回委員会でご意見をいただいた件についての報告は以上です。

○浅尾会長

ただいまの説明について、何かご意見はありませんか。

○金岩委員

第3位、第4位に関して、「違反時に乗船していないまたは操業を主体的に行っていないこと」というのはどういうことですか。

○水産資源管理課(水谷係長)

順位の第3位、第4位は承継と従事者自立となっており、いわゆる一緒に乗り込んで操業をする場合を想定しています。

違反をしたときに漁業を主体的に行っていなかった場合というのは、例えば区域違反であれば、その場所が区域違反かどうかは、本人は多分分からないと思います。親子で乗っている場合、経営者である父親に基本的には違反者として点数が付きますが、承継する状況で息子さんが主体的に漁業を行っていた場合は、この点数を引き継ぐかたちになっています。

○金岩委員

なるほど。基本的には証明は結構難しいというかたちで、引き継ぐことを主体としますという意味で、ここに書かれているということですか。

○水産資源管理課(水谷係長)

そうですね。違反をした場合、主体的に行っていないことを証明した場合は点数を加味しないことにしています。県の取締船が捕まえた場合であれば、その時乗船していた方の取り調べを行いますので、その方が主体的に行っていたかどうかは分かります。それ以外、例えば、海上保安部等が検挙した場合については、県から海上保安部に照会をし、操業状態を確認させていただくことにしています。

○金岩委員

漁船自体の規格違反はどうなるんですか、例えばエンジンの馬力など。

○水産資源管理課(水谷係長)

エンジンの馬力について、所有者であればその辺りの確認が出来ると思うんですけども、乗り込んで従事しているだけであれば、その辺りは分からない可能性が高いと思うんです。

○金岩委員

知らないことを証明しなければ、点は引き継がれるということですよ。

○水産資源管理課(水谷係長)

そうです。

○金岩委員

知らない事を証明するのはなかなか難しいですね。

○浅尾会長

他にご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○浅尾会長

続いて、議案1「第五種共同漁業権に係る目標増殖量について」を審議します。

なお、議案1は審議等を行いたい項目が多いので、3分割して進めたいと思います。①令和3年度の目標増殖量(案)と「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針」に関する意見照会の結果について、②おいかわ産卵床の造成・保全に関するアンケートの結果について、③目標増殖量の告示案等について。皆さんよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅尾会長

それでは、まず令和3年度の目標増殖量（案）と「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針」に関する意見照会の結果について事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主査）

資料1の1-1ページをご覧ください。

前回の委員会での協議をうけて各漁協あてに行った令和3年度の目標増殖量（案）と「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針」に関する意見照会の結果についてご説明します。

令和3年度の目標増殖量（案）に関する意見の提出はありませんでした。

1-2ページと1-3ページをご覧ください。「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針」に関する意見が2漁協から提出されています。2漁協とも様式は「令和3年度目標増殖量（案）に対する意見」となっていますが、内容は「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針」に関する意見であることを各漁協に確認しています。

1-2ページは雲出川漁業協同組合からの意見です。「当漁協は、少子高齢化により多くの組合員が脱退し、従来通りの運営が厳しい状況に強いられ、更には内水面漁場管理委員会から示される「目標増殖量」のクリアも同様難しい現状になりつつあります。増殖量の算出基準等を再検討していただく予定はないのでしょうか。」という内容です。

理由としまして、「当組合の漁業権は「あゆ漁」で、これを主力に運営しており、年間5千円の賦課金が唯一の収入源であります。増殖量にも大きな関心を注ぎ、目標量をクリアしなければならない事は理解できるが、内水面漁協を存続させる方策も必要不可欠です。自然環境を守り、不法投棄のないきれいな川を維持していくことも漁協の大きな役割でもあると思います。地域住民と密着・連携した河川清掃など、従来の取組みも継続していきたいと思います。」ということでした。

1-3ページをご覧ください。榎田川河川漁協からの意見です。「当組合における年度の「あゆ」放流計画は、事業計画の「事業収入」－「事業管理費」＝「事業支出原資」、「事業支出原資」×0.8（放流費用の割合）＝「放流費用」、「放流費用」×0.85（放流実費の割合）＝放流実費により決定している。現行の目標増殖量の計算式は、過去3年間の実績により算出されているため、組合経営状況の変化等により実態と合わない場合がある。提案、単年度事業計画の放流実費（予算）を加味した計算式にできないかと思います。」という内容です。

意図を電話で確認したところ、令和3年度の事業計画が既に立てられており、その予算で放流実費に当てている金額が実態に最も近いものである。そういったものを確認して、それを反映したものには出来ないかということでした。

漁協からの意見については以上です。

なお、意見照会の際に、意見書の提出がない場合は、漁協からの意見はないものとして取扱う旨を記載しております。

事務局からの説明は以上です。ご審議をよろしくをお願いします。

○浅尾会長

ただいま説明のありました、令和3年度の目標増殖量（案）及び「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針」に関する各漁協からの意見について、何かご意見はありませんか。

○金岩委員

去年度はコロナの蔓延もあり、通常とは異なった状況が社会のあらゆる場所であったと思うんです。内水面漁協の経営状況もこれまでと大きく異なっていたと思います。3年平均が安定した動きであるならば、飛びぬけた値を平滑化させるという意味でも良いかと思うんですけど、国の緊急事態宣言が出されていた特殊な事態のなかで、そのままの計算式で出したものが合致するか疑問があるかと思っています。大幅に増益したという変化ならば別に問題が起こるとは思わないですけど、減益したということになりますと問題があるかと思っています。直接関係あるかどうか分からないですけど、最近、櫛田川流域の一漁協さんが解散することを組合の総会で決定し、承認もされています。経営状況が悪化するとこういう漁協が、来年度以降も増えていくのは良い方向では無いと思います。河川の適切な利用という面で見ても、内水面漁協の維持というのは、ある程度目的の一つとして考えるべきであろうと思われるから、目標増殖量自体が今から再計算が難しいのであれば、付記として、去年の経営の悪化に伴い達成できないのであれば、理由書の提出等、救援策を準備するのは良いのではないかと思います。

○浅尾会長

目標増殖量を達成出来なかった場合、何かペナルティーがあるのですか。

○事務局（藤原主査）

漁業権がある以上、目標増殖量をクリアしていただかなくてはいけないですが、達成できない、即漁業権の取り消しといった単年度での判断はないと思いますので、その時々状況を漁協から相談いただければ、委員会に報告し、対応出来るかと思っています。

○金岩委員

多分即漁業権の取り消しに繋がらないということは、漁協も承知はしてると思うんですけど、一方で皆さん努力として目標を達成しようと凄く頑張られると思うんですよ。今までもリスクがあったというのはおっしゃるとおりだと思いますけど、去年の状況は、そのリスクが極端に上がってると思うんです。毎年書くべきだとは言わないですけど、この特別な状況のなかではそういうルールがあることを改めて示す。つまり、もし達成できない場合には委員会に予め理由等をご相談くださいということを示してあげるのが親切ではないかと思っています。書いても別に問題は無いんじゃないかなと。

○浅尾会長

また各漁協にこう決定したということは通知するのですか。

○事務局（藤原主査）

はい。

○金岩委員

その時に注釈みたいなものを付け加えることは可能ですか。

○事務局（藤原主査）

この目標増殖量に関して達成できないようなことがありそうでしたら、ご相談くださいと書く事は出来るかと思えます。

○事務局（林事務局長）

注釈は可能だと思います。漁協からの相談のタイミングと方法についてお伺いをしておきたい。達成できませんでしたという報告がありますということだけの報告なのか、こういう意見が出て来ていますが、委員の皆様はいかがでしょうかとお返しをさせていただいた方が良いのか。

○金岩委員

タイミングもそうなんですけど、二つ目の意見は、換算式のそもそもの変更も希望しているわけですね。漁協の多くはこの計算式で計算したものは、恐らく今提案してる量よりは少ない量なんですけどね。だから取り扱いに関するものではなくて、増殖量自体の案に対しての意見だと文面だけを見ると取れるんですけど。

○事務局（藤原主査）

櫛田川河川に電話で確認をさせていただきました。組合としては来年度の目標増殖量には意見は無いが、3、4年の間には経営の状況により放流出来ないようなことも考えられるので、この意見を委員会の皆さんに伝えていただいて、方針自体を検討して変えられないかということです。

○金岩委員

来年度も下げていただいたら下げていただくことに越した事は無いと聞こえるんですけど。

○事務局（藤原主査）

それはそうかもわかりません。

○金岩委員

それはやはり放流量に対する案だと思います。変えられるのであれば、今すぐにでも変えて欲しいという状況ではないかと思えます。

○垣外委員

長期的には、そもそも計算式をなんとかしていただかないと、将来こういう状況となる

組合が多いんです。

○浅尾会長

前回の委員会でもそういう話が出ましたので、この取扱方針については、今後検討していく必要はあると思います。それは今後の課題として検討すべきと思いますが、令和3年度の目標増殖量については漁協の特段の意見は無かったということで、原案どおり定めたいと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

○金岩委員

本年度に関しては増殖量を変える根拠が無いと思いますので、それはこれでいいと思います。ただし、さっきの付記等で示したら良いと思います。タイミングの部分に関しては一般的な放流が終わる7月とかで十分だとは思いますが。

○事務局（藤原主査）

分かりました。通知の時に、状況を教えてもらうように記載します。

○三輪委員

目標増殖量に関しては、これで良いと思います。なお、事務局から数年間の放流実績を出していただきたいと思います。もしも本当に目標増殖量をクリアするのは難しいというところであれば、おそらく目標増殖量ぎりぎりしか放流していないと思います。だけど去年までの状況を見てみると、上回って放流しているところが多いんです。大幅に上回っているところで漁協の経営が苦しいというのであれば、それは目標増殖量のせいではないということになりますよね。僕の考えだと、目標増殖量のせいで本当に漁協の存続が難しくなってる気がしないんですよ。漁業者代表の方々のほうが詳しいと思うんですが、そういうことも考えますと、実績がどうなのかが大事だと思いますので、資料を是非お出しただければと思います。

○事務局（藤原主査）

分かりました。過去何ヵ年かの実績を次回準備いたします。

○浅尾会長

他にご意見はありませんか。

それでは、今ご審議をいただいたとおりの対応としたいと思います。

続いて「おいかわ産卵床の造成・保全に関するアンケート」の結果について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主査）

本日配布の「おいかわ産卵床の造成・保全について」をご覧ください。

実際においかわ産卵床の造成・保全を行っている6漁協に、造成・保全を行っている面積についてアンケートを行いました。アンケートの結果を元に取扱方針の換算式を用いて

kg に換算しました。6 漁協のうち造成・保全の面積が把握できている漁協は5 漁協あり、換算結果は多いところから順に 35.1kg、23.4 kg、3.9kg が2 漁協、0.39 kg となっています。アンケートの結果の説明は以上です。ご協議よろしく申し上げます。

○浅尾会長

ただいま説明のありました、「おいかわ産卵床の造成・保全に関するアンケート」の結果について、何かご意見はございませんか。

○金岩委員

もともとの河川状況に合わせた目標増殖量をグラムで換算できますよね。それと比較するとどうなんですか。

○事務局（藤原）

今回は目標増殖量がどれ位になるかという計算との比較は出来ていません。

○金岩委員

増殖目標と増殖実績がどうなっているのかという関係を見る参考資料になると思いますので、その辺り示していただけたらと思います。

○事務局（藤原主査）

分かりました。各河川の状況から何キログラムが妥当かを確認させていただいて、改めて参考にお示しさせていただきます。

○浅尾会長

よろしく申し上げます。他にご意見はありませんか。

続いて、事務局から目標増殖量の告示案等について説明をお願いします。

○事務局（藤原主査）

1－7 ページをご覧ください。令和3 年度目標増殖量の告示案です。告示番号は第2 号、公報登載日は令和3 年3 月23 日を予定しています。三重県内水面漁場管理委員会会長名は浅尾和司。各漁協の目標増殖量は一覧表のとおりです。

「こい」については、目標増殖量を算出していますが、これまで同様、コイヘルペスウィルスの蔓延防止の観点から各漁協には放流自粛をお願いする旨通知に記載する予定です。

告示の内容についての説明は以上です。

1－8 ページをご覧ください。目標増殖量に係る増殖実施報告要領の改正についてご説明します。1－18 ページから1－27 ページが現行の要領、1－8 ページから1－17 ページが改正案です。三重県では、県民の利便性の向上と業務の効率化による生産性の向上を目的に、現在行政手続きにおける押印の原則廃止に向けた見直しが行われており、今回目標増殖量に係る増殖実施報告要領の様式1 から様式4 について、押印を廃止するもので

す。

事務局からの説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○浅尾会長

ただいまの説明について、何かご意見はございませんか。

○金岩委員

さきほどの注釈は、このコイヘルペスウィルスの注釈のようなかたちで書くという理解でいいですか。

○事務局（藤原主査）

はい。

○浅尾会長

他に意見はありませんか。

○委員

（意見なし）

○浅尾会長

それでは、ただいま説明のあったことについては、事務局原案どおりとさせていただいてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○浅尾会長

では、議案1「第五種共同漁業権に係る令和3年度目標増殖量について」については、事務局原案どおり可決決定し告示することとします。

「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針」については、次回の委員会で引き続き協議することとします。

続いて、その他事項（2）「次回の委員会日程について」、事務局から申し上げます。

○事務局（藤原主査）

次回委員会日程未定（今後調整）

議題（案）

- ・ コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る委員会指示について
- ・ 第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について

○浅尾会長

以上で本日の審議は終了いたしました。

これをもちまして委員会を閉会いたします。